

令和 8 年

上尾市議会 3 月定例会議案

情報提供用

個人情報が掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議 案 名

| | | |
|----------|--|----|
| 議案第 1 号 | 令和 7 年度上尾市一般会計補正予算（第 11 号） | 別冊 |
| 議案第 2 号 | 令和 7 年度上尾市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） | 別冊 |
| 議案第 3 号 | 令和 7 年度上尾市介護保険特別会計補正予算（第 3 号） | 別冊 |
| 議案第 4 号 | 令和 7 年度上尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） | 別冊 |
| 議案第 5 号 | 令和 8 年度上尾市一般会計予算 | 別冊 |
| 議案第 6 号 | 令和 8 年度上尾市国民健康保険特別会計予算 | 別冊 |
| 議案第 7 号 | 令和 8 年度上尾市介護保険特別会計予算 | 別冊 |
| 議案第 8 号 | 令和 8 年度上尾市後期高齢者医療特別会計予算 | 別冊 |
| 議案第 9 号 | 令和 8 年度上尾市水道事業会計予算 | 別冊 |
| 議案第 10 号 | 令和 8 年度上尾市公共下水道事業会計予算 | 別冊 |
| 議案第 11 号 | 上尾市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例の制定について | 1 |
| 議案第 12 号 | 上尾市立大石南中学校再編検討協議会条例の制定について | 2 |
| 議案第 13 号 | 上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 5 |
| 議案第 14 号 | 上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会条例の一部を改正する条例の制定について | 6 |
| 議案第 15 号 | 上尾市西貝塚環境センター・上尾市健康プラザの在り方審議会条例の制定について | 7 |
| 議案第 16 号 | 上尾市産業振興会議条例の制定について | 10 |
| 議案第 17 号 | 上尾市水道事業集中監視制御システム更新及び運転管理事業評価委員会条例の制定について | 13 |
| 議案第 18 号 | 上尾市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について | 16 |
| 議案第 19 号 | 上尾市職員倫理条例の一部を改正する条例の制定について | 17 |
| 議案第 20 号 | 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用 | |

| | |
|---|-----|
| 弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 2 1 |
| 議案第 2 1 号 上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について | 2 2 |
| 議案第 2 2 号 上尾市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について | 2 6 |
| 議案第 2 3 号 上尾市身体障害者福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について | 2 7 |
| 議案第 2 4 号 上尾市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について | 2 8 |
| 議案第 2 5 号 上尾市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について | 3 3 |
| 議案第 2 6 号 市道路線の認定について | 3 5 |
| 議案第 2 7 号 市道路線の認定について | 3 7 |
| 議案第 2 8 号 市道路線の認定について | 4 0 |
| 議案第 2 9 号 市道路線の廃止について | 4 1 |
| 議案第 3 0 号 公平委員会委員の選任について | 4 2 |
| 議案第 3 1 号 教育委員会委員の任命について | 4 3 |

議案第11号

上尾市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月16日提出

上尾市長　畠　山　稔

上尾市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

上尾市空家等対策協議会条例（平成27年上尾市条例第31号）の一部を
次のように改正する。

第9条中「市民生活部」を「都市整備部」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

組織再編における事務の移管に伴い、上尾市空家等対策協議会の庶務を
処理する組織について改めたいので、この案を提出する。

議案第12号

上尾市立大石南中学校再編検討協議会条例の制定について

上尾市立大石南中学校再編検討協議会条例を次のように定める。

令和8年2月16日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市立大石南中学校再編検討協議会条例

(設置)

第1条 上尾市学校施設更新計画基本計画（上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が上尾市立小・中学校の施設の更新に関し基本的な考え方を定めた計画をいう。）に基づき、上尾市立大石南中学校（以下「大石南中学校」という。）に関する学校規模の適正化について協議し、もって子供たちの学びに望ましい学校規模を実現するため、上尾市立大石南中学校再編検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、大石南中学校に関し、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 学校の再編に関すること。
- (2) 通学区域の編成に関すること。
- (3) 生徒の安全確保に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、学校規模の適正化に関し教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員22人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 大石南中学校に在籍する生徒の保護者
- (2) 大石南中学校の通学区域内に居住する小学生の保護者
- (3) 大石南中学校の通学区域内に居住する者
- (4) 識見を有する者
- (5) 大石南中学校の校長及び教職員
- (6) 上尾市立大石南小学校の校長
- (7) 上尾市立平方北小学校の校長
- (8) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、委嘱され、又は任命された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第7条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育総務部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第22号の3の次に次の1号を加える。

(22)の4 上尾市立大石南中学校再編検討協議会委員

別表22の3の項の次に次のように加える。

| | | |
|----------|-------------------------------|------------------------|
| 22 の4 | 上尾市立大石南中学校再編検討協議会 会長 委員 | 日額 7,000円 日額 6,000円 |
|----------|-------------------------------|------------------------|

(この条例の失効)

3 この条例は、協議会が大石南中学校に関する学校規模の適正化について必要な協議を終えたと決した日の属する年度の3月31日限り、その効力を失う。

提案理由

上尾市立大石南中学校に関する学校規模の適正化について協議し、子供たちの学びに望ましい学校規模を実現するため、附属機関として上尾市立大石南中学校再編検討協議会を設置したいので、この案を提出する。

議案第13号

上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月16日提出

上尾市長　畠　山　稔

上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例の一部を改正する条例

上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例（平成26年上尾市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「中学校」の次に「（第12条において「学校」という。）」を加える。

第11条中「第28条第1項」を「第14条第3項」に改める。

第12条中「委員会は、」の次に「学校におけるいじめ防止等のための対策について調査審議するとともに、」を加え、「上尾市立の小学校又は中学校」を「学校」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

上尾市いじめ問題再調査委員会から提出された調査報告書の提言を踏まえ、上尾市いじめ問題調査委員会の所掌事務を見直したいので、この案を提出する。

議案第14号

上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会条例の一部を改正する条例
の制定について

上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会条例の一部を改正する条例を次
のように定める。

令和8年2月16日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会条例の一部を改正する条例
上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会条例（令和5年上尾市条例第2
号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

上尾市立中学校部活動地域展開推進協議会条例

第1条、第2条並びに第3条第2号及び第3号中「地域移行」を「地域展
開」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部改正）

2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第27号の5を次のように改める。

(27)の5 上尾市立中学校部活動地域展開推進協議会委員

別表27の5の項中「上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会」を
「上尾市立中学校部活動地域展開推進協議会」に改める。

提案理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部
改正を踏まえ、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第15号

上尾市西貝塚環境センター・上尾市健康プラザの在り方審議会条例の制定について

上尾市西貝塚環境センター・上尾市健康プラザの在り方審議会条例を次のように定める。

令和8年2月16日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市西貝塚環境センター・上尾市健康プラザの在り方審議会条例
(設置)

第1条 上尾市西貝塚環境センター及び上尾市健康プラザの令和15年度以降の在り方に関する方針を策定するため、上尾市西貝塚環境センター・上尾市健康プラザの在り方審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 上尾市西貝塚環境センター及び上尾市健康プラザの令和15年度以降の在り方に関する方針の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、上尾市西貝塚環境センター及び上尾市健康プラザの令和15年度以降の在り方に関し、市長が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 各種団体を代表する者
- (4) 公募による市民

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第7条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるとときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、環境経済部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第37号の次に次の1号を加える。

(37)の2 上尾市西貝塚環境センター・上尾市健康プラザの在り方審議会
委員

別表37の項の次に次のように加える。

| | | |
|------------|--|--------------------------------|
| 3 7 の 2 | 上尾市西貝塚環境センター・上尾市 健康プラザの在り方審議会 会長 委員 | 日額 7, 000 円 日額 6, 000 円 |
|------------|--|--------------------------------|

(この条例の失効)

3 この条例は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

提案理由

上尾市西貝塚環境センター及び上尾市健康プラザの令和15年度以降の在り方の方針を策定するため、附属機関として上尾市西貝塚環境センター・上尾市健康プラザの在り方審議会を設置したいので、この案を提出する。

議案第16号

上尾市産業振興会議条例の制定について

上尾市産業振興会議条例を次のように定める。

令和8年2月16日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市産業振興会議条例

(設置)

第1条 市内産業の発展が、地域経済の活性化及び産業競争力の強化並びに新たなまちの魅力の創出に寄与することに鑑み、市民、事業者、産業関連団体及び市が一体となって産業振興のための施策を推進するため、上尾市産業振興会議（以下「産業振興会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 産業振興会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 産業振興に関する基本的施策に関すること。
- (2) 産業振興に関する計画に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、産業振興の推進に関し市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 産業振興会議は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 商業、工業、農業、観光その他の産業に関する事業又は業務に従事している者
- (3) 金融機関を代表する者
- (4) 産業を支援する機関を代表する者
- (5) 市民で構成される団体を代表する者
- (6) 公募による市民
- (7) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、委嘱された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 産業振興会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、産業振興会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 産業振興会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 産業振興会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 産業振興会議の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第7条 産業振興会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 産業振興会議の庶務は、環境経済部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、産業振興会議の運営に関し必要な事項は、産業振興会議が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。
第1条の2第37号の2の次に次の1号を加える。

(37)の3 産業振興会議委員

別表3 7の2の項の次のように加える。

| | | |
|------------|--------------------|--------------------------|
| 3 7 の 3 | 産業振興会議 会長 委員 | 日額 7, 000円 日額 6, 000円 |
|------------|--------------------|--------------------------|

提案理由

市民、事業者、産業関連団体及び市が一体となって産業振興の施策を推進するため、附属機関として上尾市産業振興会議を設置したいので、この案を提出する。

議案第17号

上尾市水道事業集中監視制御システム更新及び運転管理事業評価委員会条例の制定について

上尾市水道事業集中監視制御システム更新及び運転管理事業評価委員会条例を次のように定める。

令和8年2月16日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市水道事業集中監視制御システム更新及び運転管理事業評価委員会条例

(設置)

第1条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に準じて実施する上尾市水道事業の集中監視制御システム更新及び運転管理事業に係る事業者（以下単に「事業者」という。）の事業を公正かつ適正に評価するため、上尾市水道事業集中監視制御システム更新及び運転管理事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 事業の実施状況や進捗状況の確認に関すること。
- (2) 事業者から提出された報告書等の審査に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業の評価に関し市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員4人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、委嘱された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聞くことができる。

(報告)

第8条 委員長は、第2条各号に掲げる所掌事務に関し成果を得たときその他必要があると認めるとき、又は市長の要求があったときは、その成果又は委員会における活動の状況を市長に報告するものとする。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、上下水道部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第38号を次のように改める。

(38) 水道事業集中監視制御システム更新及び運転管理事業評価委員会委員

別表38の項を次のように改める。

| | | |
|----|--|------------------------------|
| 38 | 水道事業集中監視制御システム更新 及び運転管理事業評価委員会 委員長 委員 | 日額 16,000円 日額 15,000円 |
|----|--|------------------------------|

提案理由

上尾市水道事業の集中監視制御システム更新及び運転管理事業を公平かつ適正に評価するため、附属機関として上尾市水道事業集中監視制御システム更新及び運転管理事業評価委員会を設置したいので、この案を提出する。

議案第18号

上尾市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月16日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市職員定数条例の一部を改正する条例

上尾市職員定数条例（平成23年上尾市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「13人」を「14人」に改め、同項第2号中「946人」を「1,027人」に改め、同項第4号中「7人」を「8人」に改め、同項第5号中「5人」を「6人」に改め、同項第7号中「6人」を「7人」に改め、同項第8号中「167人」を「172人」に改め、同項第9号中「328人」を「383人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

行政需要の増加に対応するため、職員の定数又は定員を改めたいので、この案を提出する。

議案第19号

上尾市職員倫理条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市職員倫理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月16日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市職員倫理条例の一部を改正する条例

上尾市職員倫理条例（令和2年上尾市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「図り、」の次に「及びカスタマー・ハラスメントに関して必要な措置を講ずることにより、職員の安全の確保及び公務の円滑かつ適正な執行を図り、」を、「信頼」の次に「及び安定的な行政サービスの提供」を加える。

第2条第1項第7号中「オまで」を「エまで」に改め、同号エを削り、同号オ中「エまで」を「ウまで」に改め、「行為」の次に「又は公正な職務の遂行に支障を生じさせる行為」を加え、同号オを同号エとし、同項に次の1号を加える。

(10) カスタマー・ハラスメント 市民その他市政に関わりのある者（次条第3項及び第9条第1項において「市民等」という。）の言動であって、職員が従事する職務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該職員の就業環境が害されるものをいう。

第3条第3項中「市民その他市政に関わりのある者」を「市民等」に、「得る」を「得られる」に改める。

第7条第2項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) カスタマー・ハラスメントの調査、報告等に関すること。

第8条第2項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) カスタマー・ハラスメントに関すること。

第9条の見出し中「要望等に対する」を「市民等との対応に関する」に改め、同条第1項を次のように改める。

職員は、市民等の社会通念上許容される範囲の要望等や意見の申出を行

う機会を確保することが当該市民等の利益を擁護し、市政への参画と協働の実現及び市政運営の発展に資することを踏まえ、当該要望等や意見の申出が妨げられることのないように配慮しなければならない。

第9条第3項中「不当要求行為等及び働きかけ行為が行われた」を「不当要求行為等、働きかけ行為又はカスタマー・ハラスメントが行われた」に、「不当要求行為等及び働きかけ行為が行われる」を「これらの行為が行われる」に改める。

第10条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（要望等の記録及び報告）」を付す。

第11条の見出しを削り、同条第4号イ及びウを次のように改める。

イ 当該要望等を受ける所属の職務において一般的に行われるもの

ウ 当該要望等がその場で終了し、職員が要望者に対して改めて対応し、

又は回答する必要がないもの

第11条第4号エを削る。

第12条の見出しを削り、同条中「行政手続条例」を「上尾市行政手続条例」に改め、「いう。）」の次に「及び前条の規定により記録しないことができるもの」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（カスタマー・ハラスメントの記録及び報告）

第12条の2 職員は、カスタマー・ハラスメントを受け、又はカスタマー・ハラスメントに関する事実を知ったとき（カスタマー・ハラスメントが行われるおそれがあると認める場合を含む。）は、その内容を記録しなければならない。

2 職員は、前項の規定による記録をしたときは、規則で定めるところにより、速やかに任命権者に報告しなければならない。

第13条第2項中「講ずる」を「講ずるよう支援する」に改め、同条第3項中「コンプライアンス担当部署は、」の次に「必要に応じて、」を加え、「以下」を「次項及び第5項において」に、「報告し、必要に応じて、」を「報告し、及び」に改め、「係る」の次に「不当要求行為等の」を加え、「講ずるよう支援する」を「講ずる」に改め、同条第5項中「当該報告を行ったコンプライアンス担当部署及び第3項の規定による報告を受けた」を削り、同条第6項中「不当要求行為等を行った者（第8項ただし書及び次条に

において「行為者」という。)に対して文書で警告する」を「不当要求行為等に対する警告その他対策に関し」に改め、同条第8項ただし書中「警告」を「警告その他対策」に、「行為者」を「不当要求行為等を行った者」に改める。

第14条の見出し中「不当要求行為等の行為者」を「不当要求行為等を行った者」に改め、同条第1項中「文書で警告する」を「警告その他対策を行う」に、「行為者に対し、文書で警告」を「不当要求行為等を行った者に対する警告その他対策」に改め、同条第2項中「警告を」を「警告その他対策を」に、「行為者」を「不当要求行為等を行った者」に改め、同条第3項中「警告」を「警告その他対策」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

(カスタマー・ハラスメントへの組織的対応)

第16条の2 カスタマー・ハラスメントを受け、又はカスタマー・ハラスメントに関する事実を知った職員の上司又は管理監督者（規則で定める職員を除く。次項及び第3項において「所属長」という。）は、公正な職務を遂行するために必要な対策を講ずるものとする。

- 2 コンプライアンス担当部署は、必要に応じて、所属長が行う前項の対策について指導、助言その他必要な措置を講ずるものとする。
- 3 委員会は、カスタマー・ハラスメントの対策について必要があると認めるときは、必要な調査を行い、所属長に対しカスタマー・ハラスメントに係る対策を指示するとともに、その結果を市長等に報告するものとする。
- 4 市長等は、前項の報告を受けた場合であって、特に必要があると認めるときは、審査会に対し、当該報告に係るカスタマー・ハラスメントの内容を通知するものとする。
- 5 審査会は、前項の規定による通知を受けたときは、必要な調査を行い、その結果を市長等に報告するものとする。この場合において、審査会は、市長等が行う措置について意見を述べることができる。
- 6 市長等は、前項の規定による報告が公表を要する旨のものであるときは、カスタマー・ハラスメントを行った者の氏名その他当該カスタマー・ハラスメントに係る事項について公表することができる。
- 7 市長等は、第5項後段に規定にする意見が述べられたときは、当該意見

を尊重しなければならない。

第19条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「審査会は、」の次に「第1項の調査を行うときは、」を加え、「遅滞なく調査を行い」を「遅滞なく行い」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 審査会は、前項の検討に必要があると認めるときは、通報者又は市長等に対し、当該公益通報に関する事情の聴取又は資料の提出等を求めることができる。この場合において、審査会は、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しなければならない。

第20条第1項中「前条第3項」を「前条第4項」に改める。

第23条第3項中「同条第5項」を「同条第6項」に改める。

第24条中「審査会」の次に「及び委員会」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

市役所におけるカスタマー・ハラスメントに関し、必要な事項を整備したいので、この案を提出する。

議案第20号

上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月16日提出

上尾市長　畠　山　稔

上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年上尾市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表6の項を次のように改める。

| | | |
|---|------------------------|-------------------------|
| 6 | 固定資産評価委員会 委員長 委員 | 日額　10,000円 日額　9,000円 |
|---|------------------------|-------------------------|

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

固定資産評価審査委員会委員に対する報酬の支払を見直したいので、この案を提出する。

議案第21号

上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月16日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上尾市国民健康保険税条例（昭和30年上尾市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（埼玉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に、「100分の7.2」を「100分の8.1」に改める。

第4条中「3万8,000円」を「4万9,233円」に改める。

第5条中「100分の2.7」を「100分の2.83」に改める。

第5条の2中「1万5,000円」を「1万7,105円」に改める。

第6条中「100分の2.4」を「100分の2.47」に改める。

第7条中「1万7,000円」を「1万7,492円」に改め、同条の次に次の3条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第7条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.26を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第7条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,580円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第7条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について107円とする。

第19条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に、「並びに同条第4項本文」を「、同条第4項本文」に改め、「場合は、17万円)」の次に「並びに同条第5項の子ども・子育て支援納付金課税額から当該各号エに掲げる額を減額して得た額」を加え、同項第1号ア中「2万6,600円」を「3万4,464円」に改め、同号イ中「1万500円」を「1万1,974円」に改め、同号ウ中「1万1,900円」を「1万2,245円」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,106円

第19条第1項第2号ア中「1万9,000円」を「2万4,617円」に改め、同号イ中「7,500円」を「8,553円」に改め、同号ウ中「8,500円」を「8,746円」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の

被保険者均等割額　被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について　790円

第19条第1項第3号ア中「7, 600円」を「9, 847円」に改め、同号イ中「3, 000円」を「3, 421円」に改め、同号ウ中「3, 400円」を「3, 499円」に改め、同号に次のように加える。

エ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について　316円

第19条第2項第1号ア中「5, 700円」を「7, 385円」に改め、同号イ中「9, 500円」を「1万2, 308円」に改め、同号ウ中「1万5, 200円」を「1万9, 693円」に改め、同号エ中「1万9, 000円」を「2万4, 617円」に改め、同項第2号ア中「2, 250円」を「2, 566円」に改め、同号イ中「3, 750円」を「4, 276円」に改め、同号ウ中「6, 000円」を「6, 842円」に改め、同号エ中「7, 500円」を「8, 553円」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア　前項第1号エに規定する金額を減額した世帯　237円
イ　前項第2号エに規定する金額を減額した世帯　395円
ウ　前項第3号エに規定する金額を減額した世帯　632円
エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　790円

第19条第3項に次の2号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第7条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額

に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

附則第3項、第4項、第6項、第7項、第8項、第9項、第10項、第11項、第12項及び第13項中「第6条」の次に「、第7条の2」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の上尾市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法施行令の一部改正を踏まえた本市における国民健康保険税の賦課限度額の引上げ及び埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）に基づく税率の見直しのほか、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金課税額に係る規定を整備したいので、この案を提出する。

議案第22号

上尾市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市老人福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月16日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

上尾市老人福祉センター条例（昭和56年上尾市条例第9号）の一部を次
のように改正する。

第4条第2項中「次条及び第9条」を「次条、第7条第1項及び第3項、
第9条並びに第10条」に改める。

第7条第1項及び第3項中「市長」を「指定管理者」に改める。

第10条第1項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市は」
を「市又は指定管理者は」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

上尾市老人福祉センターにおける指定管理者が行うことができる業務の
範囲を拡大したいので、この案を提出する。

議案第23号

上尾市身体障害者福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市身体障害者福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月16日提出

上尾市長　畠　山　　稔

上尾市身体障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

上尾市身体障害者福祉センター条例（平成17年上尾市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「和室」を「多目的室」に改める。

第5条第3項中「次条第3項、第9条及び第11条」を「次条第3項、第8条第1項及び第3項、第9条、第11条並びに第12条」に改める。

第8条第1項及び第3項中「市長」を「指定管理者」に改める。

第12条第1項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市は」を「市又は指定管理者は」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

上尾市身体障害者福祉センターにおける指定管理者が行うことができる業務の範囲を拡大したいので、この案を提出する。

議案第24号

上尾市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月16日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市介護保険条例の一部を改正する条例

上尾市介護保険条例（平成12年上尾市条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第9条 第一号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下この項において同じ。」（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所

得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。)」とする。

- 2 第一号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下この項において同じ。」（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）」とする。
- 3 第一号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定について

の第5条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下この項において同じ。」（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第10条 第一号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項の規定の適用については、当該第一号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分

の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。) であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

- (2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
- ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合
- イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合
- ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下この項において「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合
- (3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
- ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

- イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合
 - ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合
- 2 第一号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項の規定の適用については、当該第一号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第一号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

個人の住民税に係る令和7年度税制改正に伴い、介護保険料の算定に係る特例の規定を整備したいので、この案を提出する。

議案第25号

上尾市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月16日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市火災予防条例の一部を改正する条例

上尾市火災予防条例（昭和37年上尾市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条の2の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
 - (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。
- 2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第1

7号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。) 及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

提案理由

総務省令の改正に伴い、簡易サウナ設備について火災予防上必要な基準を整備したいので、この案を提出する。

議案第 26 号

市道路線の認定について

別紙路線認定調書のとおり路線を認定することについて、議決を求める。

令和 8 年 2 月 16 日提出

上尾市長 畠山 稔

提案理由

都市計画法の規定に基づき市に帰属した道路を市道路線として認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により、この案を提出する。

路線認定調書

| 路線名 | 起 点 | 終 点 | 重 要 な 經 過 地 |
|---------|--------------------------|--------------------------|-------------------|
| 22071号線 | 上尾市浅間台二丁目1 1番地先 | 上尾市浅間台二丁目1 1番地先 | |
| 31219号線 | 上尾市上平中央二丁目 19番地先 | 上尾市上平中央二丁目 19番地先 | |
| 31220号線 | 上尾市大字上宇熊野1 316番地先 | 上尾市大字上宇熊野1 316番地先 | |
| 31221号線 | 上尾市大字上宇大久保 1132番地先 | 上尾市大字上宇大久保 1132番地先 | |
| 40560号線 | 上尾市大字大谷本郷字 後耕地796番地先 | 上尾市大字大谷本郷字 後耕地829番地先 | |
| 40561号線 | 上尾市大字大谷本郷字 後耕地883番地先 | 上尾市大字大谷本郷字 後耕地883番地先 | |
| 51181号線 | 上尾市東町三丁目19 84番地先 | 上尾市東町三丁目19 84番地先 | |
| 51182号線 | 上尾市東町一丁目13 48番地先 | 上尾市東町一丁目13 15番地先 | |
| 51183号線 | 上尾市大字瓦葺字稻荷 八ツ山2081番地先 | 上尾市大字瓦葺字稻荷 八ツ山2081番地先 | |

議案第 27 号

市道路線の認定について

別紙路線認定調書のとおり路線を認定することについて、議決を求める。

令和 8 年 2 月 16 日提出

上尾市長 畠山 稔

提案理由

一般交通の用に供する道路を市道路線として認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により、この案を提出する。

路線認定調書

| 路線名 | 起 点 | 終 点 | 重 要 な 經 過 地 |
|---------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 10787号線 | 上尾市中分六丁目90番地先 | 上尾市中分六丁目170番地先 | |
| 10788号線 | 上尾市大字小泉字天神北980番地先 | 上尾市中分六丁目259番地先 | |
| 10789号線 | 上尾市中分二丁目387番地先 | 上尾市中分二丁目347番地先 | |
| 10790号線 | 上尾市大字小敷谷字天久保557番地先 | 上尾市大字小敷谷字天久保560番地先 | |
| 10791号線 | 上尾市大字小敷谷字氷川前495番地先 | 上尾市大字小敷谷字南前397番地先 | |
| 10792号線 | 上尾市大字小敷谷字天久保626番地先 | 上尾市大字小敷谷字天久保631番地先 | |
| 22072号線 | 上尾市弁財二丁目142番地先 | 上尾市弁財二丁目142番地先 | |
| 22073号線 | 上尾市春日一丁目9番地先 | 上尾市春日一丁目8番地先 | |
| 22074号線 | 上尾市大字小敷谷字木戸50番地先 | 上尾市大字小敷谷字木戸72番地先 | |
| 22075号線 | 上尾市谷津一丁目55番地先 | 上尾市谷津一丁目39番地先 | |
| 22076号線 | 上尾市愛宕一丁目304番地先 | 上尾市仲町一丁目310番地先 | |
| 31223号線 | 上尾市平塚二丁目37番地先 | 上尾市平塚二丁目36番地先 | |
| 31224号線 | 上尾市緑丘五丁目229番地先 | 上尾市緑丘五丁目220番地先 | |
| 31225号線 | 上尾市大字西門前字寺廻357番地先 | 上尾市大字西門前字寺廻340番地先 | |
| 31226号線 | 上尾市本町六丁目608番地先 | 上尾市本町六丁目609番地先 | |

| | | | |
|--------------|------------------------------------|------------------------------|--|
| 3 1 2 2 7 号線 | 上尾市本町六丁目 6 7 6 番地先 | 上尾市本町六丁目 6 7 6 番地先 | |
| 3 1 2 2 8 号線 | 上尾市本町六丁目 6 7 6 番地先 | 上尾市本町六丁目 6 7 6 番地先 | |
| 4 0 5 6 2 号線 | 上尾市大字向山字鳥久 保 5 9 4 番地先 | 上尾市大字向山字鳥久 保 5 9 0 番地先 | |
| 5 1 1 8 4 号線 | 上尾市大字原市字八番 耕地 1 3 8 0 番地先 | 上尾市大字原市字八番 耕地 1 3 8 0 番地先 | |
| 5 1 1 8 5 号線 | 上尾市大字原市字式拾 壹番耕地 4 3 2 8 番地 先 | 上尾市大字瓦葺字河田 前 1 6 4 4 番地先 | |
| 5 1 1 8 6 号線 | 上尾市大字原市字式番 耕地 1 8 9 番地先 | 上尾市大字原市字式番 耕地 3 1 5 番地先 | |
| 5 1 1 8 7 号線 | 上尾市大字瓦葺字安中 2 4 3 8 番地先 | 上尾市大字瓦葺字安中 2 4 5 0 番地先 | |
| 5 1 1 8 8 号線 | 上尾市大字瓦葺字荒神 前 1 9 8 3 番地先 | 上尾市大字瓦葺字荒神 前 1 9 7 7 番地先 | |
| 5 1 1 8 9 号線 | 上尾市大字瓦葺字稻荷 宮田 2 2 6 0 番地先 | 上尾市大字瓦葺字稻荷 宮田 2 2 5 4 番地先 | |

議案第28号

市道路線の認定について

下記のとおり路線を認定することについて、議決を求める。

令和8年2月16日提出

上尾市長　畠　山　　稔

記

路線認定調書

| 路線名 | 起 点 | 終 点 | 重 要 な 経 過 地 |
|---------|--------------------|-----------------------|-------------|
| 31222号線 | 上尾市菅谷六丁目22 2番地先 | 上尾市大字菅谷字西北 通502番地先 | |

提案理由

本市と桶川市の行政境界に係る道路について、路線の再編成を行う必要があるため、当該道路を市道路線として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出する。

議案第29号

市道路線の廃止について

下記のとおり路線を廃止することについて、議決を求める。

令和8年2月16日提出

上尾市長 畠山 稔

記

路線廃止調書

| 路線名 | 起 点 | 終 点 | 重 要 な 経 過 地 |
|---------|-----------------------|-----------------------|-------------------|
| 30138号線 | 上尾市大字菅谷字西北 通502番地先 | 上尾市大字菅谷字西北 通503番地先 | |

提案理由

本市と桶川市の行政境界に係る道路について、桶川市と認定が重複する路線を廃止する必要があるため、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、この案を提出する。

議案第30号

公平委員会委員の選任について

上尾市公平委員会委員に下記の者を選任することについて、同意を求める。

令和8年2月16日提出

上尾市長 畠山 稔

記

○○○○○○○○○○○○○○

堀 越 洋 子

○○○○○○○○○○○○

提案理由

公平委員会委員河原塚貴美代氏の任期は、令和8年3月31日で満了となるが、後任として堀越洋子氏を選任することについて同意を得たいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、この案を提出する。

議案第31号

教育委員会委員の任命について

上尾市教育委員会委員に下記の者を任命することについて、同意を求める。

令和8年2月16日提出

上尾市長 畠山 稔

記

○○○○○○○○○○○○○○

義山知奈美

○○○○○○○○○○○○

提案理由

教育委員会委員矢野誠二氏の任期は、令和8年3月31日で満了となるが、後任として義山知奈美氏を任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、この案を提出する。

